

## 【東玉川小学校保護者と先生の会(PTA)規約】

### 名称及び所在地

第1条 この会は東玉川小学校保護者と先生の会(PTA)と称し、事務所を世田谷区立東玉川小学校(東京都世田谷区奥沢1-1-1)内に置く。

### 目的

第2条 この会は児童の心身の発達を目指し、保護者と教員が協力して、教育の向上と充実に努めることを目的とする。

- (1) 児童の教育について理解を深める。
- (2) 児童の教育環境をよくする。
- (3) 児童の健康増進に努める。
- (4) 児童の校外生活の安全と福祉を増進する。
- (5) 会員相互の親和をはかり、教養をたかめる。
- (6) その他運営委員会が必要と認めたこと。

### 方針

第3条 この会は自主団体である。

- (1) 特定の政党・宗教・営利企業を支持、もしくは反対しない。
- (2) 学校の管理や人事に干渉しない。
- (3) 他のいかなる個人または団体の干渉も受けない。
- (4) 会員の個人情報、PTA 活動以外の使用を禁止し外部への情報流出に十分留意する。また、保管期間は在校中とし、期間終了の際には情報を処分する。

### 会員の資格

第4条 この会の会員の資格は次のとおりとする。

- (1) 保護者会員  
東玉川小学校の児童の保護者またはこれにかわるもの(以下保護者と称す)
- (2) 教員会員  
東玉川小学校の校長および教員

### 会費

第5条 会費(一世帯)は年間一定額を納める。その額は総会で決める。

### 会議の議決

第6条 会議の議決は出席者の過半数の賛成を必要とし、賛否同数の時は議長が決める。

### 総会

第7条 定期総会は年2回開くものとし、議題は次のとおりとする。

#### 第1回

- 1) 活動計画案
- 2) 収支予算案
- 3) その他

#### 第2回

- 1) 活動報告
- 2) 収支決算報告
- 3) 会計監査報告
- 4) 次年度役員および会計監査の承認
- 5) その他

第8条 臨時総会は役員会又は運営委員会が必要と認めたととき開くものとする。

第9条 総会は委任状を含め、会員の1/3以上で成立する。

### 運営委員会

第10条 運営委員会は総会につぐ議決機関で、役員・委員長・学年代表委員ならびに校長・副校長によって構成され、次の任務を行う。

- (1) 各委員会・学年および学級集会の活動計画および報告、ならびに学校からの提案などを検討審議すること。
- (2) 総会に提出する議案を作成すること。
- (3) 必要のある場合に、特別委員会をつくること。
- (4) その他総会から委任されたこと。

### 各種委員会・学年および学級集会

第11条 この会の目的を遂行するために、次の委員会をおく。

- (1) 学年代表委員会  
学級活動の連絡・情報交換・研修にあたる。
- (2) 家庭教育学級委員会  
会員相互の教養の向上にあたる。
- (3) 広報委員会  
会報の編集、その他広報活動にあたる。

- (4) 校外委員会  
児童の校外活動の安全と向上をはかる。
- (5) 遊び場開放実行委員会  
遊び場開放の実行・管理にあたる。
- (6) 地区会館児童室委員会  
地区会館児童室のイベントの企画・実施にあたる。

第12条 各委員会及び委員は円滑な運営を行うため、次の様にする。

- (1) 学年代表委員会は、各学年1名程度の委員と教員委員(副委員長)によって構成され、正副委員長(P)を互選する。
  - (2) 家庭教育学級委員会は、各学年1名程度の委員と教員委員(副委員長)によって構成され、正副委員長(P)を互選する。
  - (3) 広報委員会は、保護者会員より選出の6名の委員と教員委員(副委員長)によって構成され、正副委員長(P)を互選する。
  - (4) 校外委員会は、保護者会員より選出の10名程度の委員と教員委員(副委員長)によって構成され、正副委員長(P)を互選する。
  - (5) 遊び場開放実行委員会は、保護者会員より選出の8名程度の委員によって構成され、正副委員長(P)を互選する。
  - (6) 地区会館児童室委員会は、保護者会員より選出の学級数の総数と同数の委員によって構成され、正副委員長(P)を互選する。
2. 各委員会の委員長は、前項各号に定める定数の外に置くことができる。

第13条 学年および学級集会は、学年および学級の会員によって構成され、PTA 活動を推進する。教育に理解を深め、会員の親睦をはかる。

- 2. 学年および学級集会は、学年代表委員・家庭教育学級委員・広報委員・校外委員・遊び場開放実行委員・地区会館児童室委員・学級委員として選出する。
- 3. 各委員は学年および学級集会に協力する。
- 4. 学年および学級集会の議案は、学級委員と担任教員によって作成される。

#### 役員および会計監査

第14条 この会に次の役員および会計監査をおく。

- (1) 会長1名(P)  
会長は会を代表し、会務を司る。
- (2) 副会長3名以上(P2以上、T1)  
副会長は会長を助け、会長に事故のあるときは会長の職務を代行する。
- (3) 書記3名(P2、T1)  
書記は会の記録を作り、その他庶務にあたる。
- (4) 会計3名(P2、T1)  
会計は会計一切の事務にあたる。
- (5) 会計監査2名(P)  
会計監査は会計の監査にあたる。

第15条 この会の役員および会計監査は次のようにして決める。

- (1) 役員(P)については次のように候補者を選出し、総会の承認によって決定する。
  - ア 全会員の中から立候補および推薦された候補者の中で、互選により決定する。但し、会長はこの限りではない。
  - イ 役員の役職については、役員候補者の中で互選により決定する。
- (2) 役員(T)については、教員間で候補者を選出し、5月総会の承認によって決定する。
- (3) 会計監査については、原則として立候補により2名選出し、総会の承認によって決定する。

第16条 役員および会計監査の任期は次のとおりとする。

- (1) 会長の任期は1年とし、再任は妨げない。但し2年を限度とする。
- (2) 副会長・書記・会計・会計監査の任期は1年とし、再任は妨げない。

第17条 役員および会計監査が補欠で就任したときは、その任期は前任者の残存期間とする。

#### 会計

第18条 この会の経費は会費、寄付金およびその他の収入によるものとし、支出は第2条の目的以外に使ってはならない。

第19条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### PTA 障害保険・賠償責任保険

第20条 この会の会員は児童および PTA 会員に生ずる種々の事故に対し補償をする「PTA 団体傷害保険・賠償責任保険」に加入することとする。

#### 規約改正

第21条 この会の規約を変更するときは、総会出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

第22条 この規約を実施するために必要な細則は運営委員会の審議によって決定する。

#### 帳簿の閲覧

第23条 会員は随時帳簿の閲覧が出来る。

#### 東玉川小学校 PTA 個人情報取扱方法

第24条 この会は世田谷区個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いを以下の通りとする。

#### (目的)

2. この個人情報取扱方法は、この会が取得・保持する個人情報の適切な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

#### (指針)

3. この会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努める。

#### (周知)

4. この会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

#### (利用目的)

5. この会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

#### (個人情報の取得)

6. この会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA 会長宛に書面で提出された次の事項とする。

(1) 氏名

(2) 電話番号

(3) その他必要とするもので同意を得た事項

※前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

#### (同意の取り消し)

7. 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。不同意の申し出があった場合、名簿等として既に配布しているものについては、削除をすることでこれに替える。

#### (管理)

8. 個人情報は、この会の役員が適正に管理する。また不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄する。

#### (保管)

9. 個人情報データは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

#### (第三者提供の制限)

10. この会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するこ

とに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

11. 個人情報を第三者(10. 第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

12. 第三者(10. 第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(秘密保持義務)

13. この会の役員、委員その他役員会より PTA 活動の委任を受けたものは、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。その他位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

14. この会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

15. 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちにこの会の役員に報告する。

(苦情の処理)

16. この会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定の方法)

17. この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定する。取扱方法を改定した場合は、4に定める周知の方法をもって会員へ周知する。

解散に伴う特例

第25条 本会は、総会の議決により、今年度をもって通常のPTA活動を終了し、解散に向けた残務処理期間に移行する。

2. 残務処理期間は最長2年とし、解散に伴う手続きおよび引継ぎ等の残務が終了した時点で、年度途中であっても本会を解散することができる。本会の解散をもって、本規約はその役割を終えるものとする。

3. 残務処理期間中は、新たな入会および退会の手続きは行わず、業務は解散に必要な最小限のものに限る。

4. 残務処理期間中も会長は存続し、必要な統括および対外的な窓口を担う。

5. 残務処理を行うため、移行サポート担当を置く。移行サポート担当は、解散に伴う事務、会計整理、関係先への手続き、資料整理等を行う。

6. 解散に伴う会計処理の確認のため、移行サポート担当は会計監査を任命することができる。

7. 会費残金の使途については、第2条(目的)および第18条(経費の使途)に基づき、移行サポート担当が決定する。

付則

この規約は昭和26年4月1日制定即日施行

昭和27年3月1日改正同4月1日実施

昭和30年3月1日改正同4月1日実施

昭和 32 年3月8日改正同4月1日実施  
昭和 36 年4月 12 日改正同4月 12 日実施  
昭和 37 年3月9日改正同4月1日実施  
昭和 40 年4月 16 日改正即日実施  
昭和 42 年5月 26 日改正即日実施  
昭和 44 年4月 22 日改正即日実施  
昭和 47 年4月 23 日改正即日実施  
昭和 49 年5月 11 日改正即日実施  
昭和 50 年3月 14 日改正即日実施  
昭和 56 年3月 17 日改正同4月1日実施  
昭和 58 年3月5日改正同4月1日実施  
平成4年3月 12 日改正即日実施  
平成 10 年3月 17 日改正同4月1日実施  
平成 12 年3月 16 日改正同4月1日実施  
平成 19 年3月 13 日改正即日実施  
平成 20 年3月 12 日改正同4月1日実施  
平成 21 年3月 10 日改正同4月1日実施  
平成 28 年3月9日改正即日実施  
平成 30 年5月 16 日改正即日実施  
令和4年5月 23 日改正即日実施  
令和5年3月 10 日改正即日実施  
令和6年3月8日改正即日実施  
令和7年3月7日改正即日実施  
令和8年3月13日改正即日実施

**【細則】**

第1条 会計には次のものを備える。

- (1)財産目録
- (2)会計簿
- (3)証憑書類

昭和 27 年3月1日制定  
昭和 32 年3月 18 日改正  
昭和 32 年3月 19 日  
昭和 34 年2月 17 日  
昭和 37 年1月 19 日  
昭和 37 年3月9日  
昭和 38 年2月 19 日  
昭和 39 年2月 14 日  
昭和 40 年2月 19 日  
昭和 42 年2月 14 日  
昭和 44 年2月6日  
昭和 47 年1月 21 日  
昭和 50 年3月 14 日改正

**【慶弔内規】**

1.死亡

- (1)教員 1万円  
教員の配偶者 上に同じ
- (2)保護者 上に同じ  
児童 上に同じ

2.その他会長が必要と認めた時は役員会にはかり適宜処置する。

3.慶弔費に対する返礼は不要とする。

昭和 44 年4月1日施行  
昭和 45 年5月1日改正  
昭和 47 年9月8日改正  
昭和 48 年7月 13 日改正  
昭和 52 年3月7日改正  
平成4年3月 12 日改正  
平成 19 年3月 13 日改正  
平成 21 年3月 19 日改正